

屋外広告物の表示について

原則として屋外広告物の表示ができない地域（禁止地域）及び許可を受けなければ表示ができない地域（許可地域）などが条例に基づき定められています。これらに該当する地域において表示可能な屋外広告物を設置しようとする場合には、それぞれの場所を管轄する市町等の窓口に申請を行い、許可を受ける必要があります。

また、屋外広告物条例に基づく許可が不要な場合でも、景観法に基づく景観計画が適用されている市町の区域においては、景観法に基づく届出が必要となる場合があります。これらの詳細については、個別の判断が必要となりますので、早めに景観担当窓口へもご相談いただきますようお願いします。（屋外広告物と景観の窓口は異なる場合がありますのでご注意ください。）

屋外広告物規制の概要

屋外広告物には、次のような規制がかかります。

1 禁止広告物……次に掲げる広告物は、一切表示できません。

- ① 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

2 禁止物件……次のような物件には、広告物は表示できません。

- ① 街路樹、路傍樹及びこれらの支柱並びに保存樹
- ② 橋りょう、トンネル、高架構造物、中央分離帯及び道路反射鏡
- ③ 信号機、道路標識、歩道柵、駒止、里程標及び町名等表示板
- ④ 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
- ⑤ 郵便ポスト、電話ボックス及び信書差出箱
- ⑥ 送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑦ 煙突、ガスタンク、石油タンク及び水道タンク
- ⑧ 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- ⑨ 景観重要建造物及び景観重要樹木
- ⑩ 電柱、街灯柱、架線柱及び支電柱（はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等）

3 禁止地域……次に示す地域、場所には、広告物は表示できません。

- ① 都市計画法により指定された第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域で知事が指定する区域又は景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区など
- ② 景観法により指定された準景観地区で知事が指定する区域など
- ③ 都市公園法により指定された都市公園の区域
- ④ 文化財保護法及び長崎県文化財保護条例により指定された建造物及び記念物等並びにこれらの周囲で知事が指定する範囲内にある地域、重要文化的景観
- ⑤ 森林法により指定された保安林のある地域
- ⑥ 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例により指定された長崎県自然環境保全地域及び長崎県緑地環境保全地域
- ⑦ 道路及び鉄道等で知事が指定する区間並びにこれらから展望できる地域で知事が指定する区域その他

4 許可地域……次に示す地域、場所で広告物を表示するためには、許可が必要です。

- ① 景観法により定められた景観計画区域など
- ② 都市計画法により指定された都市計画区域
- ③ 公園、河川、湖沼、溪谷及び海浜並びにこれらの付近の地域で知事が指定する区域
- ④ 港湾、漁港、空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域で知事が指定する区域
- ⑤ 道路及び鉄道等で知事が指定する区間並びにこれらから展望できる地域で知事が指定する区域

適用除外

次のような広告物は、規制の適用が一部又は全部除外されます。

(1) 禁止物件、禁止地域、許可地域に許可不要で表示できるもの

- ① 法令の規定による広告物
- ② 公職選挙法の選挙運動のための広告物
- ③ 寄贈者名等を表示する広告物（一定の基準に適合するもの）

(2) 禁止地域、許可地域に許可不要で表示できるもの（一定の基準を超えるものは許可が必要）

- ① 自家広告物等
- ② 管理用広告物
- ③ 工事現場の板塀等に表示される広告物
- ④ 冠婚葬祭用広告物
- ⑤ 車両などに表示される広告物
- ⑥ 国、公共団体が公共的目的をもって表示する広告物

(3) 禁止物件に許可不要で表示できるもの（一定の基準に適合するもの）

- ① 自家広告物等
- ② 管理用広告物
- ③ 煙突などに表示される広告物
- ④ 国、公共団体が公共的目的をもって表示し知事が指定した広告物

(4) 禁止地域に許可を受けて表示できるもの

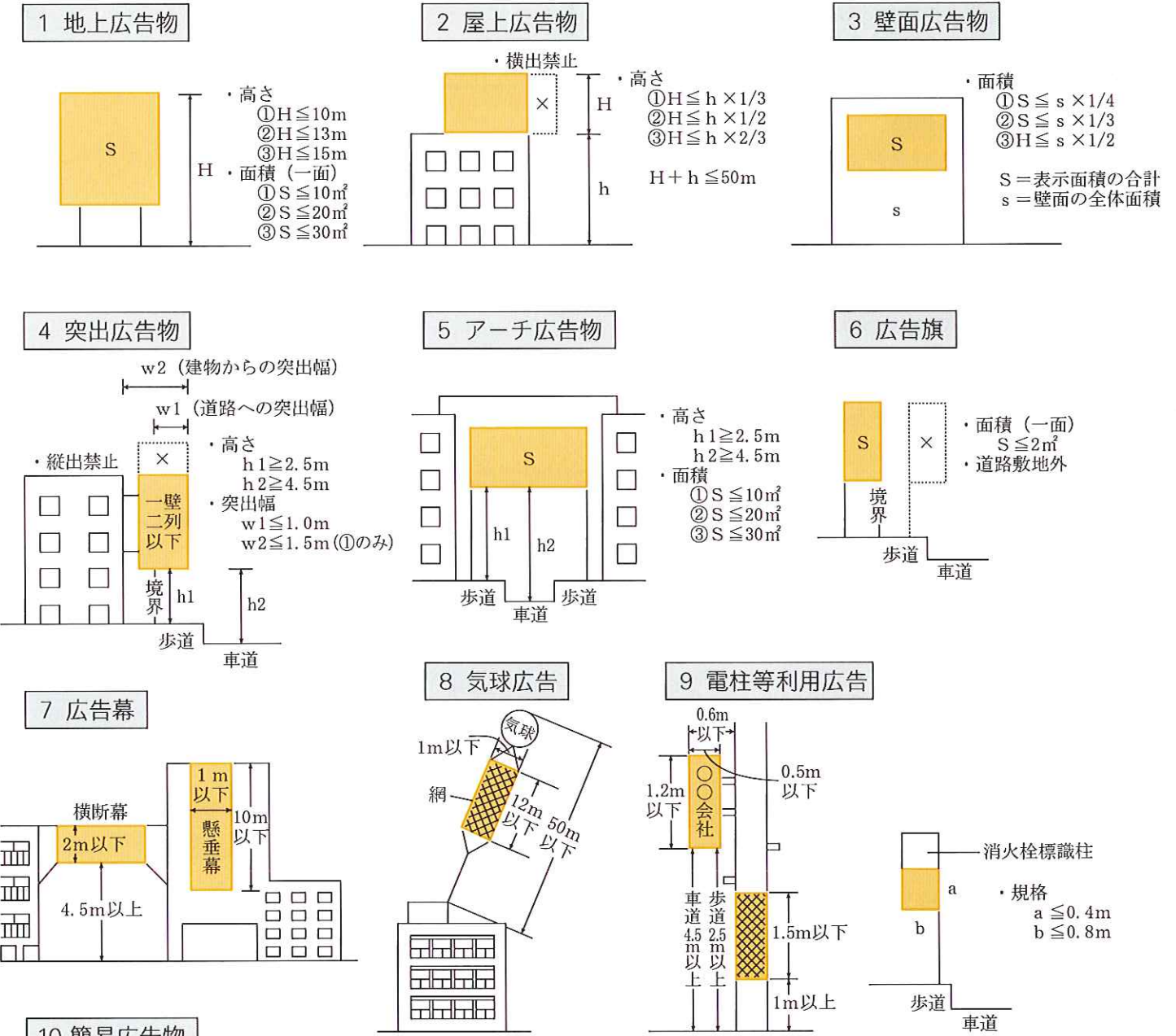
- ① 自家広告物等（一定の基準を超えるもの）
- ② 道標、案内図板など
- ③ 公共掲示板に表示する広告物

許可地域の区分

- ① 第1種許可地域……条例第5条に規定する許可地域のうち都市計画法により第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に定められた地域
- ② 第2種許可地域……条例第5条に規定する許可地域のうち第1種許可地域及び第3種許可地域以外の地域
- ③ 第3種許可地域……条例第5条に規定する許可地域のうち都市計画法により近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域に定められた地域

許可の基準

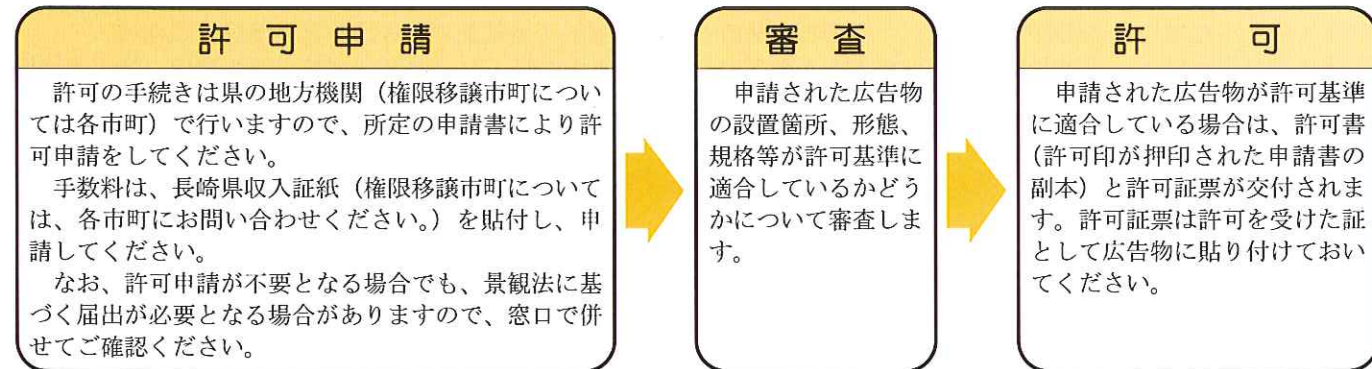
注 ①は第1種許可地域、②は第2種許可地域、③は第3種許可地域を示す。



共通基準	
1	環境に調和し、自然美を妨げないものであること。
2	朱色の発光塗料を使用しないものであること。
3	側面及び裏面においても、良好な景観及び風致を害さないように施工したものであること。
4	交通の安全を阻害するおそれのないものであること。
5	第1種許可地域において地上広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物若しくは懸垂幕を表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積の合計は、一箇所につき50平方メートル以下であること。
6	第2種許可地域において地上広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物若しくは懸垂幕を表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積の合計は、一箇所につき100平方メートル以下であること。

許可等の手続き

1 許可の手続き



2 屋外広告業の登録

- ① 本県で、屋外広告業を営む場合は、屋外広告業の登録が必要です。登録は登録申請書に関係書類を添付して行います。登録手数料は10,000円、登録の有効期間は5年で更新が必要です。
- ② 屋外広告業者は、営業所ごとに必要な資格を有する業務主任者を選任し、必要な業務を行わせなければなりません。

違反広告物に対する処置

条例に違反して広告物を表示したときは、許可の取消し、是正のための措置、除去などを命ずることがあります。また、違反広告物がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等であるときは、県又は市町が自ら除去する場合があります。さらに50万円以下の罰金に処せられることもあります。

手数料

種類	区分	金額(円)
地上広告物 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物 アーチ広告物	～0.5㎡未満	120
	0.5㎡以上～1㎡未満	220
	1㎡以上～2㎡未満	460
	2㎡以上～5㎡未満	970
	5㎡以上～10㎡未満	1,900
	10㎡以上～20㎡未満	3,400
	20㎡以上～30㎡未満	5,600
	30㎡以上～40㎡未満	7,900
	40㎡以上～50㎡未満	11,000
	50㎡以上～1㎡毎に	450
広告幕		460
旗・のぼり		220
気球広告		1,100
電柱等利用広告		220
簡易広告物	はり紙	5
	はり札	120
	立看板	220

許可申請窓口(長崎市内を除く)

表示・設置場所	許可取扱窓口	電話番号
島原市内	島原市まちづくり管理グループ	0957-63-1111(内252,253)
諫早市内	諫早市都市政策課	0957-22-1500(内2351)
大村市内	大村市都市計画課	0957-53-4111(内432)
平戸市内	平戸市都市計画課	0950-22-4111(内2290)
松浦市内	松浦市都市計画課	0956-72-1111(内253)
対馬市内	対馬市管理課	0920-53-6111(内354)
壱岐市内	壱岐市建設課	0920-42-1111(内425)
五島市内	五島市建設課	0959-72-6118,6443
雲仙市内	雲仙市監理課	0957-38-3111(内2512)
南島原市内	南島原市都市計画課	050-3381-5067(直通)
新上五島町内	新上五島町建築課	0959-53-1111(内152)
佐世保市内	長崎県 県北振興局 建設管理課	0956-24-1419(直通)
東彼杵町内		
川棚町内		
波佐見町内		
小値賀町内	長崎県 県北振興局 大瀬戸土木維持管理事務所	0959-22-0067
佐々町内		
西海市内	長崎県 長崎振興局 管理課	095-844-2181(内239)
長与町内		
時津町内		

権限移譲市町 10市1町（平成25年4月現在）

島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市及び新上五島町

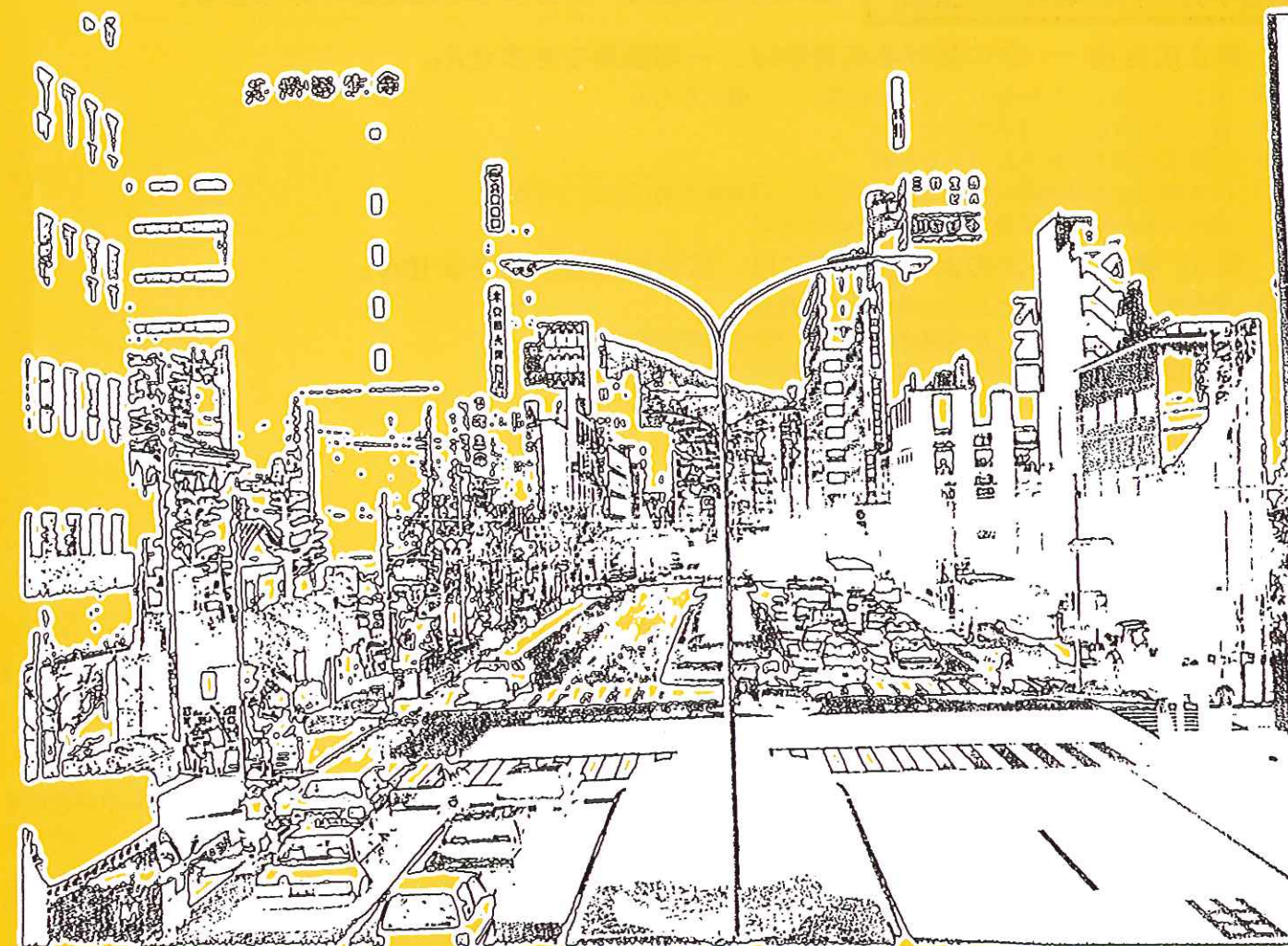


長崎県土木部都市計画課

〒850-8570 長崎市江戸町2-13
TEL 095-894-3151(直通)

美しいまちづくりのために

屋外広告物のしおり



はり紙、広告板、ネオン・サインなどの屋外広告物は、私たちの生活に必要な情報を伝えるとともに、まちを活気づける手段にもなります。

しかし、これが無秩序に氾濫し、管理もおろそかになると、まちなみや自然の景観を損なうだけでなく、人々に危害を及ぼすおそれもあります。

県では、良好な広告景観の形成を進めるため、屋外広告物条例により必要な規制を行っています。

屋外広告物とは

常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示される広告板、広告塔、立看板、ポスター、広告幕、アドバルーンなどで、営利を目的とするものだけでなく、非営利的なものも含まれます。

ただし、街頭で配布されるチラシ、音響広告、屋内で表示される広告物などは該当しません。

平成25年4月



- (注) 1 照明付きのものや許可期間が1年を超えるものは、条例に規定された額が加算されます。
- 2 許可の期間は、はり紙、はり札等及び立看板等が1月以内、広告旗、広告幕及び気球広告が3月以内、その他が3年以内です。